

17

(供述調書等継続用紙)

|                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 捜査報告書                                                                                                 |
| (殺菌の解釈)                                                                                               |
| 平成 30 年 1 月 5 日                                                                                       |
| 警視庁公安部外事第一課長                                                                                          |
| 司法警察員警視 [REDACTED] 殿                                                                                  |
| 警視庁公安部外事第一課                                                                                           |
| 司法警察員                                                                                                 |
| 巡査部長 [REDACTED]                                                                                       |
| 被疑会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被疑事件につき、各専門分野における有識者から殺菌の解釈について聴取した内容を総合した結果は、下記のとおりであるから報告する。 |
| 記                                                                                                     |
| 1 有識者（被聴取者）からの聴取結果                                                                                    |
| (1) 病原体学の有識者                                                                                          |
| [REDACTED] 大学校 防衛医学研究センター長、分子生体制御学講座教授                                                                |
| 医学博士 [REDACTED]                                                                                       |
| 平成 29 年 11 月 16 日付け、当課司法警察員警部補 [REDACTED] 作成にかか                                                       |
| る「聴取結果報告書（[REDACTED] 大学校）」のとおり                                                                        |
| (2) 病原性細菌制御学の有識者                                                                                      |
| [REDACTED] 大学大学院医学研究院 准教授                                                                             |
| 病原性細菌制御学 理学博士 [REDACTED] 他 2 名                                                                        |
| 平成 29 年 11 月 24 日付け、当課司法警察員警部補 [REDACTED] 作成にかか                                                       |
| る「聴取結果報告書（[REDACTED] 大学大学院医学研究院）」のとおり                                                                 |

警 視 庁

|                                         |
|-----------------------------------------|
| (3) 日本薬局方の有識者                           |
| 大学医学部客員教授                               |
| 博士                                      |
| 平成 29 年 12 月 26 日付け、当課司法警察員警部補作成にかかる    |
| 「聴取結果報告書（殺菌の解釈について）」のとおり                |
| (4) 生物テロに関する有識者                         |
| 医科大学教授 分子疫学研究部部長                        |
| 医学博士                                    |
| 平成 29 年 12 月 26 日付け、当課司法警察員警部補作成にかか     |
| る「聴取結果報告書（医科大学）」のとおり                    |
| 2 目的                                    |
| 輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術     |
| を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第 2 条の 2 第 2 項第五号の |
| 二のハにある「殺菌」について、経済産業省発付に係る運用通達では、        |
| 当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊すること               |
| と解釈しているところ、同解釈をより明瞭に捉えるため。              |
| 3. 有識者による殺菌の解釈                          |
| (1) 大学                                  |
| 貨物等省令第 2 条の 2 第 1 項第二号に記載されている病原性微生物を殺  |
| して、その感染能力を失わせること                        |
| (2) 大学大学院医学研究院                          |
| 貨物等省令第 2 条の 2 第 1 項第二号に記載されている細菌を死滅させ   |
| て、その感染能力を失わせること                         |

(3) ■■■大学 ■■■ ■■■

装置中の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌の感染能力を失わせるために死滅させる若しくは無害化すること

死滅とは、菌を殺すこと

無害化とは、菌は種類によって感染する菌数が異なるため、感染しない程度まで菌数を減少させること

(4) ■■■大学 ■■■

貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせること

#### 4 内容

(1)「当該装置中の潜在的な微生物」について

■■■教授及■■■准教授■■■教授は、人体に害を及ぼす危険性のある「有害な菌」という意味で貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている菌と特定し、佐々木教授は具体的な菌を特定せず、病原菌等の「有害な菌」と述べるなど、全ての有識者が潜在的な微生物とは「有害な菌」とであると捉えている。

(2)「伝染能力を破壊すること」について

■■■教授は、病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせること

■■■准教授及は、細菌を死滅させて、その感染能力を失わせること

佐々木教授は、感染能力を失わせるために死滅させる、若しくは無害化すること、さらに死滅とは菌を殺すこと、無害化とは感染しない程度まで菌数を減らすこと

■■■教授は、特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせること

(供述調書等継続用紙)

と述べるなど、全ての有識者が対象とする菌を全て死滅することができれば、感染することはなく、伝染能力を破壊したと言えると捉えている。

5 結果

以上のとおり、有識者からの聴取結果を基に、殺菌とは

機器装置内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌を全て死滅さ

せること

と捉えることとした。